

特定非営利活動法人全国フードバンク推進協議会 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人全国フードバンク推進協議会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、フードバンク団体等が抱える課題解決及び社会的環境整備に関する事業を行い、食品ロス削減や貧困問題の解決に寄与し、明日の食事に困る人のいない社会をつくることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 消費者の保護を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 政策提言・普及啓発事業
- (2) 活動支援事業
- (3) フードバンク事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、総会における議決権を有するもの
- (2) 賛助会員：この法人の目的に賛同し事業を賛助するために入会した個人及び団体で、総会における議決権を有しないもの
- (3) その他の会員：この法人の事業に協力するために入会した団体で、議決権を有しないものとし、理事会が別に定める規程に基づき承認されたもの

2 前項(3)その他の会員に関し、必要な事項は、この定款の他の定めにかかわらず、理事会の議決を経て別に定めるものとする。

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 代表理事は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を代表理事とする。必要に応じて、副代表理事を置くことができる。

(選任)

第13条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。ただし、副代表理事を置かない場合は、理事の中からあらかじめ定めた者がその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄

庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 監事の選任及び解任
- (6) 解散における残余財産の帰属
- (7) その他重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、事業年度終了後3ヶ月以内に、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

3 総会は、対面による開催のほか、電磁的方法により出席する方法を用いて開催することができる。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。ただし、特段の異議がない場合は、代表理事がこれにあたることができる。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印、署名又は法令に従い電子署名をしなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事、及びその配偶者、又は3親等内の親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。

3 他の同一の団体の理事である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から、理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求があったとき。

2 理事会は、対面による開催のほか、電磁的方法により出席する方法を用いて開催することができる。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることがで

きない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印、署名又は法令に従い電子署名をしなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、理事会の議決を経て定め、これを総会に報告するものとする。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。この場合においては、その内容を総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。この場合においては、その内容を総会に報告するものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）

したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
代表理事 米山 廣明
理 事 大谷 桃子
理 事 川村 岳人
理 事 黒川 健
理 事 山野 晃太
監 事 大庭 勇
- 3 設立当初の代表理事は、設立総会において選任する。
- 4 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 9 年 1 2 月 3 1 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 8 年 9 月 3 0 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 7 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
年会費 正会員（個人）10,000 円 （団体）10,000 円
賛助会員（個人・団体）1 口 5,000 円（1 口以上）

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 全国フードバンク推進協議会

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名	(フリガナ)	報酬の有無	役職名等
		氏名		
1	理事	オオタニ モモコ	無	
		大谷 桃子		
2	理事	カワムラ ガクト	無	
		川村 岳人		
3	理事	クロカワ ケン	無	
		黒川 健		
4	理事	ヤマノ コウタ	無	
		山野 晃太		
5	理事	ヨネヤマ ヒロアキ	無	代表理事
		米山 廣明		
6	監事	オオバ イサム	無	
		大庭 勇		
7				
8				
9				
10				

特定非営利活動法人全国フードバンク推進協議会 設立趣旨書

私たちはこれまで、一般社団法人全国フードバンク推進協議会として、日本国内における食品ロスの削減と貧困問題の解決を目指し、フードバンク活動の推進に取り組んでまいりました。

現在、日本国内では年間約464万トンもの食品が廃棄される一方で、長引く物価高騰の影響により、生活に困窮する世帯は増加しています。このような状況の中、食品ロスと貧困という二つの社会課題を同時に解決する手段として、フードバンク活動の重要性はますます高まっています。

こうした社会的背景を踏まえ、私たちは、フードバンク団体への活動支援、政策提言、広報活動等を通じて、フードバンクを取り巻く社会環境の整備を一層推進していくことが不可欠であると考えています。

そこで、一般社団法人全国フードバンク推進協議会の事業を継承し、これまでの取り組みをさらに強化・発展させることにより、「明日の食事に困る人のいない社会」の実現を目指し、新たに法人を設立することといたしました。

本法人は、フードバンク活動を支える社会的基盤の整備を通じて、食品ロスの削減と貧困問題の解決を推進し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的として、「特定非営利活動法人全国フードバンク推進協議会」を設立するものです。

2026年 4月 24日

設立代表者 米山 廣明

氏名 米山 廣明

2025年度 事業計画書

特定非営利活動法人全国フードバンク推進協議会

1 事業実施の方針

法人設立後、初年度（1期目）となる2025年度（設立～2026年9月）は、数ヶ月であることから、活動支援事業でのフードバンク団体等への支援に注力していく。

(1) 政策提言・普及啓発事業

中央省庁や国会議員に対して要望書を提出する。

(2) 活動支援事業

前身団体で行っていた、フードバンク団体への資源の分配や情報提供などのサポート及び、新設団体の立ち上げ支援を行う。

(3) フードバンク事業

災害時等にフードバンクが速やかに活動できるスキームを確立し、準備を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【45,803】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
政策提言・普及啓発事業	日本国内の地方自治体、関係省庁等への政策提言、フードバンク活動の推進に必要な情報収集・調査研究事業、並びにフードバンク活動に関する普及啓発及び広報活動	通年	議員会館、中央省庁等	8名	フードバンク等食料支援団体	279団体	125
活動支援事業	フードバンク団体等への情報提供、コンサルティング、研修会の開催、新設団体立ち上げ支援、広報活動、資源の分配等	通年	全国各地	8名	フードバンク等食料支援団体、メディア	500団体	40,678

フードバンク事業	発災時に災害支援としてフードバンク活動を行う	通年	全国各地	8名	対象地域の困窮世帯	13,500人	5,000
----------	------------------------	----	------	----	-----------	---------	-------

2026年度

事業計画書

特定非営利活動法人全国フードバンク推進協議会

1 事業実施の方針

法人設立後、2年度（2期目）となる2026年度は、下記の事業を本格的に実施していく。
特にフードバンク団体等食料支援団体への資源の分配や、伴走支援に力を入れていく。

(1) 政策提言・普及啓発事業

中央省庁や国会議員に対して要望書を提出する。

(2) 活動支援事業

前身団体で行っていた、フードバンク団体への資源の分配や情報提供などのサポート及び、新設団体の立ち上げ支援を行う。

(3) フードバンク事業

災害時等にフードバンクが速やかに活動できるスキームを確立し、準備を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【183,212】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
政策提言・普及啓発事業	日本国内の地方自治体、関係省庁等への政策提言、フードバンク活動の推進に必要な情報収集・調査研究事業、並びにフードバンク活動に関する普及啓発及び広報活動	通年	議員会館、中央省庁等	8名	フードバンク等食料支援団体	279団体	500
活動支援事業	フードバンク団体等への情報提供、コンサルティング、研修会の開催、新設団体立ち上げ支援、広報活動、資源の分配等	通年	全国各地	8名	フードバンク等食料支援団体、メディア	500団体	168,938

フードバンク事業	発災時に災害支援としてフードバンク活動を行う	通年	全国各地	8名	対象地域の困窮世帯	13,500人	20,000
----------	------------------------	----	------	----	-----------	---------	--------

2025年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人全国フードバンク推進協議会
(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
(A)	経常収益		
1	受取会費		175,000
	正会員受取会費	100,000	
	賛助会員受取会費	75,000	
	その他の会員受取会費	0	
2	受取寄附金		1,250,000
	受取寄附金	1,250,000	
3	受取助成金等		46,761,550
	受取助成金	46,761,550	
4	事業収益		100,000
	政策提言・普及啓発事業収益	0	
	活動支援事業収益	100,000	
	フードバンク事業収益	0	
5	その他の収益		0
	受取利息	0	
経常収益計			48,286,550
(B)	経常費用		
1	事業費		4,547,500
	(1) 人件費		
	給料手当	4,000,000	
	法定福利費	527,500	
	福利厚生費	20,000	
	(2) その他経費		41,255,500
	印刷費	58,000	
	会議費	12,500	
	業務委託料	377,500	
	広告宣伝費	50,000	
	支払手数料	126,000	
	謝金	322,500	
	消耗品費	400,000	
	賃借料	1,080,000	
	通信運搬費	123,250	
	旅費交通費	601,500	
	支払助成金	38,104,250	
事業費計			45,803,000
2	管理費		1,155,000
	(1) 人件費		
	給料手当	1,000,000	
	法定福利費	150,000	
	福利厚生費	5,000	
	(2) その他経費		401,500
	消耗品費	100,000	
	支払手数料	31,500	
	賃借料	270,000	
管理費計			1,156,500
経常費用計			47,359,500
当期経常増減額【A】-【B】・・・①			927,050
(C)	経常外収益		
	固定資産売却益		
	過年度損益修正益		
経常外収益計			0
(D)	経常外費用		
	固定資産売却損		
	災害損失		
	過年度損益修正損		
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			927,050
	法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
	設立時正味財産額・・・⑤		0
次期繰越正味財産額③-④+⑤			857,050

2026年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人全国フードバンク推進協議会

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
(A)	経常収益		
1	受取会費		1,050,000
	正会員受取会費	400,000	
	賛助会員受取会費	300,000	
	その他の会員受取会費	350,000	
2	受取寄附金		5,000,000
	受取寄附金	5,000,000	
3	受取助成金等		187,046,200
	受取助成金	187,046,200	
4	事業収益		100,000
	政策提言・普及啓発事業収益	0	
	活動支援事業収益	100,000	
	フードバンク事業収益	0	
5	その他の収益		0
	受取利息	0	
経常収益計			193,196,200
(B)	経常費用		
1	事業費		
	(1) 人件費		18,190,000
	給料手当	16,000,000	
	法定福利費	2,110,000	
	福利厚生費	80,000	
	(2) その他経費		165,022,000
	印刷費	232,000	
	会議費	50,000	
	業務委託料	151,000	
	広告宣伝費	200,000	
	支払手数料	504,000	
	謝金	1,290,000	
	消耗品費	1,600,000	
	賃借料	4,320,000	
	通信運搬費	493,000	
	旅費交通費	2,406,000	
	支払助成金	152,417,000	
事業費計			183,212,000
2	管理費		
	(1) 人件費		4,620,000
	給料手当	4,000,000	
	法定福利費	600,000	
	福利厚生費	20,000	
	(2) その他経費		1,606,000
	消耗品費	400,000	
	支払手数料	126,000	
	賃借料	1,080,000	
管理費計			6,226,000
経常費用計			189,438,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①			3,758,200
(C)	経常外収益		
	固定資産売却益		
	過年度損益修正益		
経常外収益計			0
(D)	経常外費用		
	固定資産売却損		
	災害損失		
	過年度損益修正損		
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			3,758,200
	法人税、住民税及び事業税		70,000
	前期繰越正味財産額		857,050
次期繰越正味財産額③-④+⑤			4,545,250